

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

農業基盤を守りたい

No.54

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和4年度

支援の名称	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマス地産地消対策
制度の 趣旨・背景	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、液肥散布車の導入やバイオ液肥の散布実証のための取組を支援します。
制度の 内容	<p>○事業や制度の概要</p> <p>1. 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備） 家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備や効果促進対策を支援します。</p> <p>2. バイオ液肥散布車の導入（機械導入） メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。</p> <p>3. バイオ液肥の利用促進</p> <p>① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。</p> <p>② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥の肥料効果を検証する（肥効分析）。</p> <p>③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会等により、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用拡大を図る（普及啓発）。</p> <p>4. バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証支援 国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。</p> <p>○補助率 定額、1／2以内</p>
対象と なる方	民間団体等
問い合わせ 先など	<p>農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 TEL：03-6738-6479</p> <p>○関連 URL <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html</a></p>